

委託事業主様

労働保険事務組合
東京食品福祉厚生事業団

労働保険の年度更新についてのお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当事業団の事業に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年も平成29年度労働保険料の確定および平成30年度概算申告の時期となりました。確定および概算申告の準備のため

保険料算定の基礎となる貴事業所の月別支払賃金および賞与

を、別紙 **確定保険料算定基礎賃金集計表**（以下集計表）
にご記入していただきますようよろしくお願い申し上げます。

後日、担当職員が訪問した際にご提出下さい。

※ 賃金に関しましては記入可能な月までで結構です。

※ 記入に際しましては下記の事項に特にご注意ください。

1. 賃金総額のうち、算入しなければならない**通勤手当**などが洩れている場合があります。
2. **パートタイマー・アルバイト**等も、**全て労災保険の加入対象**となりますので洩れないよう算入して下さい。また、**週20時間以上就業し、31日以上**の雇用見込みがある従業員は、**雇用保険の加入対象**となります。尚、平成29年4月1日現在において**満64歳以上（昭和28年4月1日以前に生まれた者）**の雇用保険加入対象者は、別紙集計表「⑧うち高年齢労働者分」欄に算入してください。
3. 同封の「雇用保険被保険者得喪確認調査書」を照合し、雇用保険の取得・喪失者に手続き漏れ（65歳以上の従業員を含む）がありましたら、至急担当者までご連絡下さい。
4. 毎年、東京労働局の算定調査が無作為で行なわれています。正確に申告して下さい。

※ 詳細については、別紙集計表の裏面をよく読んでご記入ください。

〈保険料請求書送付時期及び保険料納入期限は次のとおりです〉

	保険料請求書送付時期	保険料納入期限
全期・1期	5月上旬	5月末日まで
2期	9月上旬	9月末日まで
3期	11月下旬	12月末日まで

よろしく願いいたします。

支店の登録について

支店があるお店～労働保険を支店一括申請

労働保険は事業場ごとに加入しなければなりません。
ただし、雇用保険が適用されており、経理・人事などが本店で行われている場合は、支店登録の申請により労働保険を一括することができます。

※ 支店の届出をされてない事業所につきましては、年度更新と一緒に手続きをいたしますのでお申し出下さい。

※ 本店が販売業で支店に工場などの製造業があるなど本店と支店が異業種の場合は、労災保険のみを別業種で成立する必要があります。
詳しくは担当者にお尋ねください。

労働保険事務組合
東京食品福祉厚生事業団

〒150-0001
渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センター3F
TEL 03(3404)0119(代表)
FAX 03(5411)1871